

## 人権・同和問題に関する市民意識調査にご協力ください

問 人権・同和对策課 ☎75-4824



多久市民の人権・同和問題に対する意識を調査すること  
で、これまでの教育・啓発の  
成果や問題点を明らかにし  
「差別のない明るい社会づく  
り」を推進するための基礎資  
料とする目的で行います。

■調査対象者 多久市に在住  
する18歳以上の男女650  
人を無作為に抽出します。  
■調査方法 対象者にアン

ケート方式の調査票を5  
月下旬に郵送していますの  
で、回答記入後は同封の返  
信用封筒で調査票を返信し  
てください。

■返送期限 6月30日(金)まで  
いただく回答が今後の取り  
組みを進めていく上での貴重  
な資料となります。ぜひご協  
力ください。

## 男女共同参画パネル展のお知らせ

問 総合政策課 男女共同参画係 ☎75-2116



無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。  
(令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ)

6月23日から29日までの1  
週間は「男女共同参画週間」  
です。

多久市では、男女参画社会  
基本法の目的や基本理念の理  
解を深めてもらうため、パネ

ル展を開催します。性別にと  
らわれず、自分らしく過ごせ  
る社会の実現を、この機会に  
考えてみませんか？

■期間 6月23日(金)～29日(木)  
■場所 多久市役所1階ロビー

## 後期高齢者医療保険料のお知らせ

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格賦課係 ☎64-8476 / 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



令和4年度の消費物価の伸びなどを考慮し、令和5年度から均等割額の2割軽減および5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が以下のとおり拡充されます。

### ■保険料の計算方法

$$\text{年間保険料額} = \text{均等割額 } 54,100\text{円} + \text{所得割額} \left( \left[ \text{総所得金額等} - \text{基礎控除} \right] \times 10.23\% \right)$$

※賦課限度額は66万円です

### ■所得が低い人への均等割額の軽減措置

#### 2割軽減 (軽減後の均等割額43,200円)

$$\text{【令和4年度】 } 43\text{万円} + 52\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1) \text{以下}$$

$$\text{【令和5年度】 } 43\text{万円} + 53.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1) \text{以下}$$

#### 5割軽減 (軽減後の均等割額27,000円)

$$\text{【令和4年度】 } 43\text{万円} + 28.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1) \text{以下}$$

$$\text{【令和5年度】 } 43\text{万円} + 29\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1) \text{以下}$$

#### 7割軽減 (軽減後の均等割額16,200円)

$$\text{【令和4、5年度 (変更なし)】 } 43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1) \text{以下}$$

※くわしくは、佐賀県後期高齢者医療広域連合または担当窓口までお問い合わせください